

青森県報

第三千六百六十六号

平成二十五年
三月十五日
(金曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
理容師法による管理理容師の講習会の指定	(保健衛生課)	二
美容師法による管理美容師の講習会の指定	(同)	三
公共測量の終了	(監理課)	三
右 同	(同)	三
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定	(道路課)	四
車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定	(同)	四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課)	四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	(水産振興課)	五
二級建築士の免許の取消し	(建築住宅課)	七
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(西北地域)	七
選挙管理委員会		
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の		

数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数).....(事務局)ハ

告 示

示

青森県告示第百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		名称	所在地	指定期日
		居宅介護	事業の種類			
株式会社ケアライフ青森	青森市卸町三の五	訪問介護	訪問看護	株式会社ケアライフ青森野辺地営業所	上北郡野辺地町二十平九二の一	平成二五年一・三五
株式会社ライフアリア	弘前市大字駒越一丁目二二三の三	訪問看護	訪問看護	株式会社ライフアリア	弘前市大字駒越一丁目二二三の三	二五年二・一
社会福祉法人義乃会	十和田市大字深持字南平三一二の四	"	"	訪問看護ステーションなかよし荘	十和田市大字深持字南平三一二の一	"

財団法人 シリバーク ヨシテシ ン協会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	"	シリバーク ク	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	二五・三・一
------------------------------	-----------------------------	---	------------	-----------------------------	--------

青森県告示第百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一般社団法人 権利擁護あ い森ねつと	弘前市大字鉄砲 町二の二グロ リア初穂三二〇 号	居宅介護支援事 業所あおいもり	弘前市大字鉄砲 町二の二グロ リア初穂三二〇 号	平成 二五・三・一
株式会社スタ フイオーレ	三沢市新森二丁 目五の五	あさひ居宅介護 支援事業所	上北郡六戸町大 字下吉田字米沢 七五の二七	"
医療法人なか ざわ整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	なかざわ居宅介 護支援事業所	八戸市湊高台二 丁目一二の二	二五・三・一
倉石ハーネス 株式会社	三戸郡五戸町大 字豊間内字地蔵 平一の八六五	居宅介護支援事 業所かけはし	八戸市江陽五丁 目二七の二一	"

青森県告示第百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社青 森ライフ青	青森市卸町三の 五	介護予防防 護の種	株式会社青 森ライフ青 業所	上北郡野辺地町 二十平九二の一	平成 二五・一・三
株式会社ラ イフアリー ナ	弘前市大字駒越 一字村元一二三三の 一	介護予防防 護	訪問看護ス テーション スマイル	弘前市大字駒越 一字村元一二三三の 一	二五・三・一
財団法人シ ン協会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	"	訪問看護ス テーション なかよし荘	十和田市大字深 持字南平三一二 の四	"

青森県告示第百九十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管
理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十五年六月二十四日(月)、平成二十五年七月一日(月)、平成二十五年七月八日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アビオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
 財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第百九十二号

美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六
 財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十五年六月二十四日(月)、平成二十五年七月一日(月)、平成二十五年七月八日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アビオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
 財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第百九十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

平川市

二 測量の種類

公共測量(空中写真測量)

三 測量の期間

平成二十四年五月十七日から平成二十五年二月二十六日まで

四 測量の地域

平川市

青森県告示第百九十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
青森地方事務局

二 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）

三 測量の期間
平成二十四年六月二十八日から平成二十五年二月二十六日まで

四 測量の地域
青森市大字新城字平岡の一部

青森県告示第百九十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 二七九号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一・三九林班ほ 小班から 上北郡野辺地町字田狭沢四四の六まで

二 指定する年月日

平成二十五年四月一日

青森県告示第百九十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第

二条第一項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 二七九号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一・三九林班ほ 小班から 上北郡野辺地町字向田三〇三の一まで
県道 八戸野辺地線	八戸市大字河原木字千苅田四の二から 八戸市大字市川町字尻引前山三二の二六二まで

二 指定する年月日

平成二十五年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおだんな

三 代表者の氏名

佐藤 正隆

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字一本木沢九二の五

五 定款に記載された目的

認知症、知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは、高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現況を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、安定力のある地域づくりを目指す。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十四年十二月二十八日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成22年において、生産量が22万トンで全国第4位、生産額が49.5億円で全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を開かれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきた。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成24年4月～平成25年3月	若干
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさび及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	若干
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	
まさび及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	(注1)
するめいか	平成25年1月～12月	若干

(注1) 平成25年のまさび及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。
 (1) 数量を明示していない場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようとともに、採捕の数量が前年の漁獲実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びきし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさび及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業のうち手繰り網漁業) (第1種漁業)	青森県下北郡東通村 尻屋崎灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以东の青森県地先 水面	平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間(は次表のとおりとする。)

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村 尻屋崎灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以东の青森県地先 水面	平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

二級建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

小林弘典

二 登録番号

第七〇七〇号

三 取消年月日

平成二十五年三月七日

四 取消しの理由

平成二十五年一月二十一日に死亡したことが、届出により確認された。このことが、建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の完了

岩木川左岸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年三月十五日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

一 県営土地改良事業の名称

かんがい排水事業

二 工事了年月日

平成二十五年二月二十七日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成二十五年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八八〇 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二四三、〇〇〇 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区	七、六二五 人
西津軽郡選挙区	六、一三〇 人
南津軽郡選挙区	六、七二一 人
北津軽郡選挙区	八、一三五 人
上北郡選挙区	二八、四七九 人
三戸郡選挙区	二一、〇一五 人
青森市選挙区	八二、八八二 人
弘前市選挙区	五〇、七〇四 人
八戸市選挙区	六五、四〇二 人
黒石市選挙区	九、九八六 人
五所川原市選挙区	二〇、二三六 人
十和田市選挙区	一七、八五三 人
三沢市選挙区	一、〇七一 人
むつ市選挙区	二二、四〇三 人
つがる市選挙区	一〇、一七五 人
平川市選挙区	一一、五二一 人

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭